

平成21年 5月26日

株主の皆さまへ

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソン

代表取締役 新 浪 剛

第34回定時株主総会 決議結果のお知らせ

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第34回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

報 告 事 項

第34期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びにその監査結果報告の件

本件は、上記の内容についてご報告申し上げます。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき金80円と決定いたしました。

これにより、通期の配当金は1株につき160円と、前期に比べ50円の増配となりました。

変 更 前	変 更 後
<p>28. <u>フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助・指導・研究・研修・広告宣伝並びに印刷物の発行</u></p> <p>29.) (省略)</p> <p>31.) (省略)</p> <p>32. <u>前1号から12号までの商品に関する問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業</u></p> <p>33. (省略)</p> <p>(単元株式数及び株券の発行)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>② <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>③ <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める</u>当社の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>18.) (現行どおり)</p> <p>20. (削除)</p> <p>21. (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置き及びその他の事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に規定する</u>当社の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	<p>附則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成、備置き及びその他の事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、監査役に山川健次氏が再選され、就任いたしました。

以 上

ご 案 内

1. 第34期期末配当金のお支払いについて

○銀行預金口座又は郵便貯金口座への振込みをご指定されている株主さま

本日お送りしました「第34期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」をご高覧ください。平成21年5月27日（水）付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。

○郵便局でお受け取りの株主さま

郵便局での払い渡しの期間は、平成21年5月27日（水）から平成21年6月30日（火）までとなりますので、本日お送りしました「配当金領収証」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取りください。

また、本年より、配当金の口座振込をご指定されている株主さまと同様に、郵便局でお受け取りの株主さまにも「第34期期末配当金計算書」をお送りしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてもご利用いただけます。

※その他株式に関するお問い合わせについて

株券電子化に伴い、株主さまの住所変更、買取請求、配当金振込口座の指定、その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、ご不明な点は口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

2. 公告方法

当社は、電子公告制度を採用しており、公告すべき事由が生じた場合は以下のURLに掲載しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

電子公告URL <http://www.lawson.co.jp/koukoku/index.html>